

議 事 録

令和５年２月２８日（火）午後２時から福井市役所本館８階第８ＡＢ会議室において２月定例会が開催された。

○議事

１ 審議事項

議案番号	議 案 名	議決結果
第７０号議案	農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画（案）に対する意見について	原案どおり可決
第７１号議案	農地法第３条第１項の許可の申請について	〃
第７２号議案	農地法第５条第１項の許可の申請について	〃
第７３号議案	現況証明について	〃
第７４号議案	農地等の現況に係る照会に対する回答について	〃
第７５号議案	農地・非農地判断について	〃

２ 報告事項

報告番号	報 告 名
第７７号報告	農地法第１８条第６項の規定による解約の通知の確認について
第７８号報告	農地法第３条第１項の規定による許可の取消しの確認について
第７９号報告	農地法第３条の３の規定による届出の確認について
第８０号報告	農地法第５条第１項の規定による許可の取下げの確認について
第８１号報告	農地法第４条第１項第８号の規定による届出の取消しの確認について
第８２号報告	農地法第４条第１項第８号の規定による届出の確認について
第８３号報告	農地法第５条第１項第７号の規定による届出の確認について
第８４号報告	農地等の現況調査結果の確認について
第８５号報告	農地等の相続税の納税猶予に係る３年ごとの届出により農業経営を引き続いて行っている旨の証明の確認について

３ その他

○出席委員 24名

1番	寺井	重治	(参与)
2番	伊藤	敏夫	
3番	伊藤	義明	
4番	前川	雅彦	
5番	小寺	辰夫	
6番	武澤	義明	(会長)
7番	加藤	良子	(参与)
8番	岩崎	眞次	
9番	宮浦	啓二	
10番	前川	秀人	
11番	清水	重勝	
12番	伊川	憲邦	
13番	池田	敏雄	
14番	西岡	得雄	
15番	浅川	健次	
16番	鈴木	謹一	
17番	豊岡	敏広	(参与)
18番	野路	直美	
19番	清水	勝栄	
20番	衣目川	一郎	
21番	廣部	厚	
22番	山本	清幸	(会長職務代理者)
23番	吉田	光範	
24番	田村	洋子	

○欠席委員 0名

○説明のため出席した者

農政企画課

主 査 海 道 久 史

○事務局出席職員

農業委員会事務局

局 長 南 京 良 幸

局 次 長 今 田 文 尚

課長補佐 谷 口 智 樹

主 幹 松 本 光 司

副 主 幹 高 橋 里 佳

副 主 幹 三 木 真 人

主 査 岡 本 恵利佳

主 査 前 田 大 貴

開 会 午後 2 時

(武澤会長挨拶)

議 長
(6 番
武澤会長)

それでは、ただ今から 2 月の定例会を開催いたします。
議事に移ります前に、議事録署名委員の選任について、お諮りしたいと思います。
議事録署名委員につきましては、議事規則第 18 条第 2 項の規定により、私の方から指名することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。
それでは、私の方から指名させていただきます。
委員番号 2 番 伊藤敏夫委員、4 番 前川雅彦委員ご両名よろしく願います。
それでは、議事に入ります。
第 70 号議案「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画（案）に対する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第 70 号議案農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画 説明)

農政企画課

(第 70 号議案農用地利用配分計画（案） 説明)

議 長

ただ今の説明に対する質疑に入る前に、第 70 号議案中、菅谷地区の案件につきましては、農業委員会等に関する法律第 31 条、議事参与の制限に該当しますので、委員番号 3 番 伊藤義明委員には審議終了まで退席をお願いします。

(伊藤委員 退席)

議 長

それでは、第 70 号議案中、菅谷地区の案件について、ご意見、ご質疑等はいませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。
それではお諮りします。
第 70 号議案中、菅谷地区の案件に対し、原案どおり農用地利用集積計画を決定すること、及び農用地利用配分計画（案）について、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。
伊藤義明委員に入場をお願いします。

(伊藤委員 入場)

議 長

伊藤義明委員に報告します。第70号議案中、菅谷地区の案件につきましては、
原案どおり承認することに決定いたしました。

次に、第70号議案中、菅谷地区を除いた案件について、ご意見、ご質疑等
はございませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。
それではお諮りします。

第70号議案中、菅谷地区を除いた案件に対し、原案どおり農用地利用集積計画
を決定すること、及び農用地利用配分計画(案)について、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

したがって、第70号議案は原案どおり農用地利用集積計画を決定し、農用
地利用配分計画(案)に対しては異議なしと意見決定いたしました。

続きまして、第71号議案「農地法第3条第1項の許可の申請について」を議題
といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第71号議案 説明)

議 長

ただ今の説明に対し、ご意見、ご質疑等はありませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。
それではお諮りします。

第71号議案を、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

事務局	続きまして、第 7 2 号議案「農地法第 5 条第 1 項の許可の申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。 (第 7 2 号議案 説明)
議 長	今回の案件につきまして、現地調査を行っておりますので、その結果を当番委員でありました清水重勝委員から報告をお願いします。 第 6 1 号議案に関する現地調査につきましてご報告します。
1 1 番 清水 重勝 委員	第 7 2 号議案に関する現地調査につきましてご報告します。 調査日は、2 月 1 7 日（金）、調査委員は私と山本会長職務代理者、地区担当委員 6 名と事務局 3 名の計 1 1 名で行いました。 調査内容については事務局説明のとおりであり、現場の状況や転用目的など妥当であり、やむを得ないと判断しますが、ご審議をお願いします。 以上でございます。
3 番 伊藤 義明 委員	議案番号 2 番の玄正島町の件において、資料 No. 3 の 9 ページ 処分決定の理由に「本計画により、今後はより一層地域と関わりを密にするため、敷地の一部で季節の農産物を販売するテント市を月 1 回程度開催することや、農産物運搬量を増加させるために輸送の効率化を図ること等により、農業振興に寄与することが見込まれる。」とあるが、このような記載は今まであまり例がありません。現実的に周囲に田んぼしかないあの場所で、この取り組みを行うことは困難なことではないかと思ったため質問させていただきます。
事務局	月 1 回程度テント市を開催することは可能であるかという質問については、事務局側で再度精査するため、事業者側にテント市の開催計画に関する追加資料の提出を求め報告するというところでいかがでしょうか。
議 長	優良農地を農振除外する際、農業振興策を計画する必要があります。その取り組みとしてテント市を開催するということです。今までもこのような取り組み事例はあり、福井市民がああ場所へ農産物を買いにいくことは考えにくいですが、永平寺町民が買いに行くことは考えられます。また、農産物が玄正島町産のものではないと思うが、市場から仕入れたものを格安で販売するというものであると思います。
3 番 伊藤 義明 委員	申請理由の文章としては問題ないが、以前も福井県民生活協同組合が農産物の加工を行うと書いていて実際は行っていません。そのため、本当に農業振興に寄与するものか疑問です。もっと違う書き方を検討してもらわなければならないと思います。
1 3 番	

池田委員

私も過去に農業振興策について質問したことがありますが、伊藤委員の質問のとおり農産物の輸送を活発に行うと書いてあれば特に疑問を抱きませんが、月1回テナント市が開催すると書いてあると本当に行うのか疑問です。許可を受けるために書いているだけだと思います。そのため、本当に実施しているのか検証が必要になってくると思います。事務局側でそのような申請理由が出てきたら一度確認を行い、記載内容をよく検討してほしいです。

事務局

本案件は、農政企画課が策定した福井市農業振興整備計画の取り組み事例であり、事業開始後5年間は追跡調査するものとなっています。そのため、年1回の報告書を求め、実態調査を行っていくものであるため、場合によっては事後に農業委員の立会いをお願いし、検証していきたいと思いますがどうでしょうか。

3番

伊藤 義明
委員

許可を行ってから検証を行っても意味はなく、以前に福井県民生活協同組合が同様なことを言っていたがやっておらず、本当に農業振興策に寄与しているとは言い難いです。

議 長

ただ今の説明及び調査結果に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。これからこのような問題が出てきたら、計画通り行っているか現地確認する必要があるため、事務局から声が掛かりましたら農業委員は現地確認の立会いにご協力をお願いします。なお、どの委員が立会いを行うかは事務局内で検討させていただきたいと思います。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。
それではお諮りします。第72号議案を、原案どおり許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。
なお、第72号議案については、福井県農業会議より許可相当とする意見答申がなされること、及び、第72号議案中、2番、3番、5番の案件については、開発行為許可を条件に許可することとします。

続きまして、第73号議案「現況証明について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第73号議案 説明)

議 長

今回の案件につきまして、現地調査を行っておりますので、その結果を当番委員でありました 清水重勝委員から報告をお願いします。

11番
清水 重勝
委員

第73号議案に関する現地調査につきましてご報告します。

調査日は2月17日、私と山本会長職務代理者、地区担当委員6名、事務局3名の合計11名で実施しました。

調査内容につきましては、ただ今、事務局から説明のありましたとおり、現況及び関係書類から判断いたしまして、すべての案件について、「福井市農業委員会現況証明に関する事務処理規程」の証明基準に該当し、やむを得ないと判断しますが、ご審議をお願いします。以上でございます。

議 長

ただ今の説明に対する質疑に入る前に、第73号議案中、4番、13番、14番の佐野町及び5番ないし7番の大土呂町の案件につきましては、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限に該当しますので、委員番号5番小寺委員、及び、委員番号8番岩崎委員には 審議終了まで退席をお願いします。

(小寺委員、岩崎委員 退席)

議 長

それでは、第73号議案中、佐野町及び大土呂町の案件について、ご意見、ご質疑等はありませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないので質疑を終了いたします。

それではお諮りします。第73号議案中、佐野町及び大土呂町の案件に対し、原案どおり承認し、交付決定することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

小寺委員、岩崎委員に入場をお願いします。

(小寺委員、岩崎委員 入場)

議 長

小寺委員、岩崎委員に報告します。第73号議案中、佐野町及び大土呂町の案件につきましては、原案どおり承認し、交付決定いたしました。

次に、第73号議案中、佐野町及び大土呂町を除いた案件について、ご意見、ご質疑等はありませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。
それではお諮りします。

第 7 3 号議案中、佐野町及び大土呂町を除いた案件について、原案どおり承認し、交付決定することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

続きまして、第 7 4 号議案「農地等の現況に係る照会に対する回答について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第 7 4 号議案 説明)

議 長

今回の案件につきまして、現地調査を行っておりますので、その結果を山本会長職務代理者から報告をお願いします。

山本会長職務代理者

第 7 4 号議案に関する現地調査につきましてご報告します。

調査日は 2 月 1 7 日、私と清水重勝委員、地区担当委員 2 名、事務局 3 名の合計 7 名で実施しました。

調査内容につきましては、ただ今事務局から説明のありましたとおりです。
また、現況及び周辺農地への影響から判断し、当該案件について、照会に対して、原状回復命令を行わないと回答することも、やむを得ないと判断しますが、ご審議をお願いします。

議 長

ただ今の説明及び調査結果に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。
それではお諮りします。

第 7 4 号議案について、現地調査の結果報告等を踏まえ、現状回復命令を行わないと回答することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

続きまして、第 7 5 号議案「農地・非農地判断について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局

(第 7 5 号議案 説明)

議 長

今回の案件につきまして、現況調査を行っておりますので、その結果を山本会長職務代理人から報告をお願いします。

山本会長職務代理人

第 7 5 号議案に関する現況の確認につきましてご報告します。

調査日は 2 月 1 7 日、私と清水重勝委員、地区担当委員である西岡委員、事務局 3 名の合計 6 名で実施しました。

調査内容につきましては、ただ今、事務局から説明のありましたとおり、対象地の現況は、いずれも竹などが繁茂して山林化しており、今後農地として再生利用することは著しく困難であると見受けられましたので、現況を「非農地」として問題ないものと思われまます。以上でございます。

議 長

ただ今の報告に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないので質疑を終了いたします。

それではお諮りします。

第 7 5 号議案について、現況調査の結果報告等を踏まえ、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

続いて、報告事項に入ります。なお、報告事項につきましては、いずれも事務局長専決により処理した案件でございます。

それでは、第 7 7 号報告 ないし 第 8 5 号報告を、一括して議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第 7 7 号報告 ないし 第 8 5 号報告 説明)

議 長

ただ今の報告に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないので質疑を終了いたします。

続きまして、その他に移ります。事務局から何かありますか。

(今後の日程説明)

議 長

本日の審議内容の総括を、山本会長職務代理者よりお願いします。

山本会長職
務代理者

本日の定例会は第 7 0 号議案から第 7 5 号議案まで全て原案どおり承認又は決定をいただきました。また、第 7 7 号報告から第 8 5 号報告まで全て確認をさせていただきました。以上をもちまして審議内容の総括とさせていただきます。

議 長

これをもちまして、2 月の定例会を閉会いたします。

慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

閉会 午後 3 時